社宅のことなら!!
お部屋探しCAFE
ヘヤギメ!®
名古屋　賃貸　検索
0120-410-014

◇中京大が来月、日台関係の可能性探る講演会◇
中京大学社会科学研究所は12月７日、名古屋市昭和区八事本町１０１の工大法学部棟で公開講演会「日台関係の新段階への可能性―今、沖縄が熱い―」を開催する。

基調
に何を
ポジウ
の挑戦
・83

Nagoya Business

会社の一生

設立から事業承継まで

◆5◆

定款を考えて工夫してみる

種類株式発行で承継対策

株式会社の場合、設立するときなど、定款の規定を工夫することで、事業承継など将来起こりうる諸問題について備えることを考えてみましょう。

オーナー社長の財産のうち、会社の株式が大きな割合のときは、次のような種類株式を発行して、事業承継の対策を立てておくことができます。一つは株主総会における議決権の行使を制限した株式の発行です。

オーナー社長の相続のとき、会社の事業に関与しない相続人の会社への影響力を小さくすることに役立ちます。議決権の行使の制限には、株式への対策ができます。株式の配当などで見返りを考えることができます。すべての株式に譲渡制限が付いている場合は、取締役や監査役を選任することができる株式を発行することができます。

より、譲渡制限だけではくありました。いまは役員が取締役一名だけの株式会社でも設立できますので、取締役会を設けなければ、複数の取締役は必要ありません。個人事業主が株式会社を設立した当初はこのような簡便な機関が合理的でしょう。

このほか、一定の事由が生じたことを条件として、株式会社が株主から株式を取得することができる種類の株式として、取得条項付株式があります。あらかじめ定めに、取締役など会社の機関設計についても工夫で

また種類株式とは別に、譲渡制限に加えて、相続その他の一般承継により会社の株式を取得した者に対し、その株式を会社に売り渡すことを請求できるようにすることもできます。この規定に対応できなかった相続などを原因とする株式の取得に対しても、株主の適否を会社が判断できる機会を持つことができます。

事業が拡大し、協力者やパートナーができて、経営に他者の意見を取り入れたいときは、取締役会を設けるなどして、機関を進化させて行きます。

いま株式会社は、取締役会を設ける必要はありません。かつては親兄弟や友人に「名前だけ貸して」などとお願いして、名目上取締役など役員に就任してもらう事例が多

【中小企業経営支援協議会、司法書士早川實事務所　早川實】

顧客開拓策 伝える

中小基盤整備機構中部支部 来月8日に講座

中小企業基盤整備機構中部支部は12月8日、名古屋市中区錦2の2の13・名古屋センタービル会議室で新市場開拓セミナー「新規顧客獲得のための伝える！伝わる！！

中小研究者が重点講演

名古屋産業振興公社プラズマ技術産業応用センター（名古屋市守山区下志段味穴ヶ洞2268の1、久米道之センター長、電話052・739・0680）などは17日、名古屋市守山区のサイエンスパーク内サイエンス交流プラザで、「国際シンポジウム」を開催した。「プラズマ技術による

ものづくり名古屋の活性化」をテーマに、国内外の研究者らが最新の研究動向を講演。142人が参加した。

あいさつに立った久米センター長は「大手企業の国内生産が縮小するなど中小企業にとって厳しい状況のなか

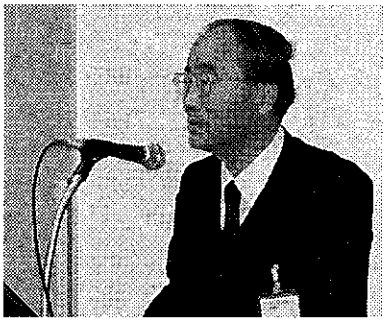
あいさつをする久米センター長

学技術研究所所長のクラウス・ディーター・ヴェルトマン氏は、国際的に研究が進む「プラズマ技術のバイオ医療への応用」について講演した。

また、シャープ健康・環境システム事業本部の西川和男氏は「プラズマを利用した空気清浄技術」について発表し、参加者の注目を集めていた。

で、プラズマ技術を産業

すると同時に、採用情報や就職活動の参考になる情報を

残

「あいち魅Award」も、来年2の期間、同じて実施す

インター法－虫の目、魚の目－ジを再検する。

不況下に打破のため辺倒だったが、新市場独自商品開ている。そこから手をのか分からた中小企業い。新規開て、安価にインターネ企業にとっだが、それしてない現今回、水谷務所所長のを講師に招た問題を解けてもらう。

参加費は45人。問中小機構中支援部経営話052・516）ま